



一時利用ができる 区営自転車等駐車場

圏地域基盤整備各課自転車対策担当

第一課(大森地区) ☎5764-0630 FAX5764-0633

第一課(調布地区) ☎6450-0700 FAX5764-0633

第二課(蒲田地区) ☎5713-2004 FAX5713-2009

駐車場名	利用料金 1日または24時間(円)			問合せ先
	自転車	原付	備考	
大森地区				
大森駅東口	100	—		☎3765-9487
大森駅入新井	100	200		☎3765-8191
大森駅西口	100	—		☎3778-7098
大森駅西口臨時○	200	—	12時間100円	第一課へ
大森複合施設ビル地下☆○	200	—	3時間無料、12時間100円	
大森町駅○	200	—	2時間無料、12時間100円	☎3764-0303
梅屋敷駅○	200	—		☎3298-0236
大森海岸駅前臨時○	200	—	12時間100円	第一課へ
平和島駅前国道下	100	200		☎3765-8229
馬込駅前	100	200		☎3771-0620
西馬込駅前☆	100	—		☎5709-3227
池上駅前	100	200		☎3751-2343
調布地区				
大岡山駅前地下☆○	100	—	駐輪機器を使用しない場合は 1日100円	☎3717-5081
田園調布駅南○	100	200		☎3721-0062
多摩川駅前	100	—		☎3721-0035
長原駅前○	100	200	駐輪機器を使用しない場合は 1日100円	☎3726-7909
洗足池公園前○	200	—	12時間100円	第一課へ
石川台駅前☆	100	—		☎3726-6388
御嶽山駅前第一○	200	—	12時間100円	第一課へ
御嶽山駅前第二○	200	—		
久が原駅前○	200	—		

駐車場名	利用料金 1日または24時間(円)			問合せ先
	自転車	原付	備考	
蒲田地区				
蒲田駅東口	200	—	4時間以内の場合は150円返還	☎3735-4810
蒲田駅西口	200	—		☎3735-3807
アロマ地下☆	100	200		☎5744-1594
蒲田駅東口環八横○	100	—	2時間無料	☎3735-4950
蒲田駅消費者生活センター横	100	—		
蒲田駅東口陸橋下	100	200		☎3735-0397
区役所本庁舎前○	100	—		
日本工学院地下☆○	100	—		☎3733-5365
蒲田駅西口環八下○	100	200		☎3735-5789
蒲田駅西蒲田公園☆	100	200		☎3737-3432
蒲田駅西口御園○	200	—	3時間無料、12時間100円	☎3735-3807
蒲田駅西口呑川横○	200	—	2時間無料、12時間100円	☎3733-5365
蓮沼○△	100	200	2時間無料(自転車のみ)	☎3737-3432
京急蒲田駅西口○	100	—		☎5744-1594
京急蒲田駅本線高架下○	200	—	2時間無料、12時間100円	☎6424-5851
京急蒲田駅空港線高架下○	200	—		
産業プラザ横○	100	—	2時間無料	
雑色駅西口○△	200	200	2時間無料(自転車のみ) 12時間100円	☎6424-7119
雑色駅高架下○	200	—	2時間無料、12時間100円	
下丸子駅前○	100	—	駐輪機器を使用しない場合は 1日100円	☎3756-1888
矢口渡駅前	100	—		☎3759-4290
糀谷駅○	200	—	2時間無料、12時間100円	☎5735-6811
糀谷駅前地下☆○	200	—		
穴守稲荷駅前	100	—		☎3742-8162
天空橋駅前	100	200		☎3747-0285

表の見方

- 「原付」は、50cc以下の原動機付自転車に限ります。
- △印の蓮沼、雑色駅西口は自動二輪車(1日300円)も利用できます。
- ☆印の自転車等駐車場は施設構造により、安全確保のため、夜間は閉鎖します。
- 印の自転車等駐車場は、原則として、機械による時間ごとの課金となります。

人権問題への理解を深めましょう

知っていますか？ 障害者差別解消法施行から2年

この法律は、誰もが互いの個性と人格を尊重し合い、障がいのある人もない人も共に生きる社会の実現を目的として、「障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を求めています。

●不当な差別的取扱いとは…障がいを理由として、サービスの提供を拒否したり、場所や時間帯を制限したり、障がいのない人には付けられないような条件を付けたりすることです。

●合理的配慮とは…意思の表明があったとき、過度の負担にならない範囲で、障がいのある方の暮らしの障壁となっているもの(こと)を取り除くことです。

●この法律の周知状況

●内閣府調査(平成29年8月)…約77%の国民が、法を「知らない」と回答

●障がいのある人に対して区が実施した調査(28年12月)…約68%の障がい児・者が、法を「知らない」と回答

多くの方が障害者差別解消法を知らない状況です。まずは、この法律のことを知っていただくことが重要であり、区は障がい者差別解消のため、研修会、パンフレットの作成・配布やHPによる周知啓発などを行っています。

共生社会の実現のため、相手の気持ちを考え、相手の立場に立って行動していきましょう。

障害福祉課障害者支援担当

☎5744-1700

FAX5744-1555

人権・男女平等推進課人権・同和対策担当

☎5744-1148

FAX5744-1556

狂犬病の予防注射をお忘れなく



犬の飼い主には、愛犬に狂犬病予防注射を年1回(4~6月)受けさせることが義務付けられています。狂犬病の発生を防ぐため、必ず注射を受けさせてください。

狂犬病とは？

人が狂犬病に感染し発症すると有効な治療法がなく、発症するとほぼ100%死亡する恐ろしい病気です。人への感染は犬が感染源となる場合がほとんどで、飼い犬に狂犬病予防注射を打つことが重要です。日本では昭和32年以降発生していませんが、東京湾の港湾隣接地域や羽田空港を有し人や物の交流が盛んな大田区では、狂犬病の侵入に特に警戒が必要です。

「狂犬病予防定期集合注射」を実施します

- 区に犬の登録をしている方へ、3月下旬にお知らせを郵送します。
- 実施期間・会場 4月7~16日、指定動物病院(区内45か所)
- 実施会場では、狂犬病予防注射と同時に注射済票の交付が受けられます。また、注射とあわせて犬の新規登録も受け付けます。
- 狂犬病予防注射は、実施会場以外の動物病院や、実施期間外でも受けることができますが、費用が異なります。詳細は動物病院へご確認ください。

犬の登録がお済みでない方は

生後91日以上飼育する犬は区への登録が義務付けられています。まだ登録していない方は地域健康課窓口で手続きをしてください。

生活衛生課環境衛生担当 ☎5764-0670 FAX5764-0711